

	申請者	要件
母子世帯	20歳未満の子を扶養している寡婦	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。
父子世帯	20歳未満の子を扶養している寡夫	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。
高齢者世帯	65歳以上の者	同居している者の全てが次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） (2) 18歳未満又は56歳以上の者
心身障害者世帯	心身障害者 （同居している者に心身障害者がいる者を含む。）	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害を有するもの。
		精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により次号に規定する知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級以上の障害を有するもの。
		児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長により重度又は中度の知的障害者と判定され、療育手帳を所持しているもの。
原爆被害者世帯	原子爆弾被爆者 （同居している者に原子爆弾被爆者がいる者を含む。）	戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害を有するもの。
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者。 (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に掲げる障害を伴う疾病にかかっている者
入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等（同居している者にハンセン病療養所入所者等がいる者を含む。）	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者にあつては厚生労働省健康局疾病対策課長）によりハンセン病療養所入所者等であることの証明を受けている者。